

日常生活用具給付のご案内

児童福祉法（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施策の対象となる方は除きます。

<ご案内>

- ・決定通知書は申請から１か月半～２か月程度でお送りいたします。
- ・給付の決定通知が届く前に、業者から用具の給付を受けることはできません。
- ・収入の状況に応じて、階層区分に規定する一部負担（P3の◆2参照）が必要です。

■給付の対象となる用具

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻、チューブ型包帯

※対象者や性能等は [p.2の◆1参照](#) ※世帯の所得等によって自己負担が異なります [p.3の◆2参照](#)

■申し込みに必要なもの

- ① 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書
- ② 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ③ 給付を受けようとする用具の見積書 用具の基準額は [p.2の◆1参照](#)
（※熊本市と業者の委託契約が必要となりますので、事前に下記窓口へご相談ください。）
- ④ 用具を確認できるカタログ等の写し
- ⑤ 主治医からの理由書等
（※直近の意見書等から明らかに判断ができる場合は不要です。）
- ⑥ 申請者の本人確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）

■受付窓口

熊本市受付窓口	住 所	電話番号
中央区役所保健こども課	中央区手取本町 1-1	096-328-2419
東 区役所保健こども課	東区東本町 16-30	096-367-9130
西 区役所保健こども課	西区小島 2 丁目 7-1	096-329-1147
南 区役所保健こども課	南区富合町清藤 405-3	096-357-4135
北 区役所保健こども課	北区植木町岩野 238-1	096-272-1128

■その他

詳細につきましては、各区役所保健こども課または熊本市こども支援課（096-328-2158）までお尋ねください。

◆Ⅰ 品目、対象者、性能等、基準額について

品目	対象者	性能等	耐用年数	基準となる額 (自己負担額を含む)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	8年	4,900 円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	21,560 円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320 円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	169,400 円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	66,000 円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年	99,000 円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	73,700 円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	16,500 円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	5年	77,440 円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	13,380 円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	62,040 円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	1年	22,000 円
※紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	—	41,580 円
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	39,600 円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	173,250 円
※ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	113,520 円
※ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	149,160 円
※人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	128,700 円
※チューブ型 包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。	—	170,500 円

*児童福祉法(小児慢性特定疾病に係る施策を除く。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施策の対象となる方は除きます。

*耐用年数を経過するまでの間は、原則として用具の再給付を受けることはできません。

*※のついた用具については、1年度中の限度額を記載しています。

*人工鼻については、診療報酬の対象となる範囲をこえるものについて支給します。

◆2 階層区分及び自己負担月額表

別添 2

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準 月 額	徴収基準加 算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D 1 階層	2,900	290
		3,001 ～ 5,800 円	D 2 "	3,450	350
		5,801 ～ 8,700 円	D 3 "	3,800	380
		8,701 ～ 13,000 円	D 4 "	4,250	430
		13,001 ～ 17,400 円	D 5 "	4,700	470
		17,401 ～ 22,400 円	D 6 "	5,500	550
		22,401 ～ 28,200 円	D 7 "	6,250	630
		28,201 ～ 58,400 円	D 8 "	8,100	810
		58,401 ～ 75,000 円	D 9 "	9,350	940
		75,001 ～ 96,600 円	D10 "	11,550	1,160
		96,601 ～ 121,800 円	D11 "	13,750	1,380
		121,801 ～ 175,500 円	D12 "	17,850	1,790
		175,501 ～ 221,100 円	D13 "	22,000	2,200
		221,101 ～ 380,800 円	D14 "	26,150	2,620
		380,801 ～ 549,000 円	D15 "	40,350	4,040
		549,001 ～ 579,000 円	D16 "	42,500	4,250
		579,001 ～ 700,900 円	D17 "	51,450	5,150
		700,901 ～ 849,000 円	D18 "	61,250	6,130
		849,001 ～ 1,041,000 円	D19 "	71,900	7,190
		1,041,001 以上	D20 "	全 額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考

*同一世帯から、同一月内に2人以上の児童が、この表の適用を受ける場合は、1人は自己負担月額の欄により、それ以外の児童については、加算基準月額の欄によりそれぞれ算定します。

*この表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱います。

■小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付の流れ

1	2	3	4	5
主治医に理由書等の作成を依頼する。 ※不要場合があります。	希望する種目を取り扱う業者へ、見積書の作成を依頼する。	申請者は理由書・見積書等を受付窓口に提出する。	給付の決定通知が届く。	給付の決定通知に記載された自己負担金を業者へ支払い、業者から用具の給付を受ける

注意:給付の決定通知が届く前に、業者から用具の給付を受けることはできません。

熊本市こども支援課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL 096-328-2158

FAX 096-328-3232

下記ホームページからも申請書のダウンロードができます。

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=638&class_set_id=1&class_id=15